

第1回空家等対策推進協議会 内容の確認

1. 第1回空家等対策推進協議会 内容の確認

項目	委員のご意見	事務局回答
共同住宅の空き住戸対策について	<ul style="list-style-type: none"> 法の対象でないからといって対象外とするよりは、草津市全体の方針として考えた方がいいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 承知しました。
重点地区の設定について	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査の結果を踏まえて決める、ということで良かったですか。 	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査の結果を踏まえて検討します。
次年度以降の調査について	<ul style="list-style-type: none"> 所有者の意思なども含めて考える必要があるのではないですか。 	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査で空き家が確定したものは、税務台帳等を利用して所有者にアンケートを実施します。
所有者への啓発について	<ul style="list-style-type: none"> 空き家になる可能性のある予備軍、高齢所有者などの財産保有・処分に関する責任について、空き家が出来てからでは遅い。子どもが減り、後を継ぐ家族がいない建物が増え、予備軍とされる家屋の増加が懸念されます。空き家になってからの対応ではいちごっこではないでしょうか。 	
空き家等の利活用、除去後の跡地利用について	<ul style="list-style-type: none"> 空き家等の利活用、除去後の跡地利用について具体的な事例もあるが、それ以外にも考えられるものを検討して下さい。 南草津の区画整理地域内で、移転を要請されている幼稚園が空き家を探しているというもあります。 密集した住宅地が防災上の課題などから、除去後、ただ広い道にするのではなく、畑など緑を創出し環境の改善を図るなどいいのではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 利活用の内、小規模保育施設の相談は多く、福祉施設などへの用途変更の相談もあるが、最終決定は事業主様がされるもので、そのため情報提供は進めてまいります。
特定空家等について	<ul style="list-style-type: none"> 「特定空家等」についてですが、国の定めたガイドラインというのがありますが、これを一部修正するのか事務局で考えていただき、次回に示していただけるということですね。 	<ul style="list-style-type: none"> 示します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生上や景観上問題であったり、老朽化もしている。しかし人が住んでいるような「いわゆる」ゴミ屋敷の市役所の担当はどこですか。 草津市内の「いわゆるゴミ屋敷」の件数は把握していますか。 骨子項目の「その他事項」とは何ですか 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化については建築基準法で建築課で指導しています。ゴミ等については、環境系の他部局との連携で対処すべきと考えています。 他部署に確認します。 主に支援策となります。